

令和3年度目黒区特別職報酬等審議会（第1回）次第

令和3年10月28日(木) 午前10時～

総合庁舎4階 特別会議室

はじめに（総務課長）

- ・ 区長あいさつ
- ・ 委員の御紹介
- ・ 区側出席職員の紹介
- ・ 審議会の進め方について

○ 審議会

- 1 会長ごあいさつ
- 2 質問

=区長退席=

- 3 傍聴・資料等の取扱い（説明）
(傍聴者あれば入場)
- 4 資料の内容説明
- 5 審議（質疑応答）
- 6 今後の進め方
- 7 閉会

終了

【今後の予定】

第2回 審議会 11月 8日（月） 午後3時～

第3回 審議会 11月19日（金） 午後3時～

目黒区総合庁舎4階 特別会議室にて開催

目黒区特別職報酬等審議会委員名簿

令和3年10月28日現在

選出団体名	委員 職・氏名	備 考
目黒区住区住民会議連絡協議会	いちげ のりゆき 会長 市毛 紀行	
目黒区町会連合会	おいかわ こうのすけ 会長 追川 幸之助	職務代理者
目黒区納税貯蓄組合連合会	おかげ ひろみ 会長 岡田 浩美	
目黒法人会	おがわ かつよ 理事 女性部会長 小川 加津代	
目黒女性団体連絡会	おくやま としこ 元代表 奥山 利子	
連合目黒地区協議会	しょうじま たけひこ 事務局長 荘島 猛彦	
目黒区商店街連合会	はら たけし 副会長 原 武	
目黒区立中学校PTA連合会	ひじかた たけし 会長 土方 武	
目黒区民生児童委員協議会	まつざき ひろこ 会長 松崎 ひろ子	
目黒区法曹会	よしおか けいすけ 会長 吉岡 桂輔	会長

(氏名50音順・敬称略)

写

目總第3204号

令和3年10月28日

目黒区特別職報酬等審議会会長 宛て

目黒区長

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額等について

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について、目黒区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、諮問します。

以上

特別職報酬等審議会資料1
令和3年10月28日
総務部 総務課

特別職報酬等審議会 資料1

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 令和3年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要 | 1 |
| 2 これまでの当審議会における審議の方向等について | 5 |
| 3 令和2年度目黒区特別職報酬等審議会の答申概要について | 6 |

令和3年10月

令和3年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和3年10月20日(水)
特別区人事委員会

[本年のポイント]

1 月例給

公民較差△94円（△0.02%）が僅少であるため、月例給の改定を行わないことが適當

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

年間の支給月数を0.15月引下げ（現行4.60月→4.45月）、期末手当から差し引き

◎ 職員の平均年間給与は、約5万9千円の減

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容（令和3年4月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
57,005人	30,921人	378,430円	38.9歳

2 民間給与実態調査の内容（令和3年4月）

区分	内 容
調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,110民間事業所を調査（調査完了665事業所）

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職員	差
378,336円	378,430円	△94円（△0.02%）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.47月分	4.60月	△0.13月

4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を94円（0.02%）上回っている状況である。しかしながら、この較差は僅少であり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないことが適當と判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は△2,347円である。

5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給者については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年4月1日時点の1,818人に對し、本年4月1日時点で1,443人、減少数は375人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の54人で約14%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

II 改定の内容

1 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・ 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引下げ
- ・ 支給月数の引下げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当から差し引き

2 実施時期

- ・ 条例の公布の日

III 給与制度における課題

- ・ 期末手当については、国等の状況を考慮し、支給月数の配分を検討するとともに、支給回数について、見直しをする必要

人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

1 人事・給与制度

(1) 行政系人事・給与制度改革の結果及び検証

- ・ 管理監督職の多数を占める高年齢層の職員の退職や30歳台中盤から40歳台中盤の管理監督職の少ない状況において、今後導入される役職定年制に対応し、将来にわたり安定した区政運営を行うためには、管理監督職の更なる拡充への取組を一層進める必要

(2) 人材の確保

(採用環境の変化に対応できる人材確保策)

- ・ 特別区が求める人材像である「自ら考え行動する人材」をより安定的に確保できる採用制度に向けた検討、取組が必要
- ・ DXの進展による行政サービスの変革を担うに相応しい人材の確保及び育成方法の研究
- ・ スマートフォンでのウェブ申込の拡大や面接カードのウェブ作成・提出方式の導入等受験生の利便性を向上
- ・ 土木・建築職における採用試験申込者数は、I類採用試験一般方式については大幅に減少している一方で、新方式については安定しており、新方式による採用数の増等、その一層の活用を検討

(採用PR等の戦略的な展開)

- ・ 特別区の持つ魅力を受験者に伝えるべく、関係機関が十分に連携し、PRを図っていく必要
- ・ オンライン説明会や動画配信等、オンラインによるPR活動を更に充実

(3) 人材の育成

(人事評価制度の適切な運用)

- ・ 任命権者においては、人事評価制度について分析・検証を行い、国や他の地方公共団体の先進的な事例の積極的な導入を図り、公正・公平性の一層の確保及び人材育成への更なる活用に向け、たゆまぬ制度改善を行い、本制度の一層の充実に向けた取組を推し進める必要

(若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成)

- ・ 若年層職員の昇任意欲の醸成のため、昇任への不安解消等、昇任意欲を阻害する具体的な要因を的確に把握し取り除いていく取組の推進が必要
- ・ 任命権者においては、各職層において求められる役割を自覚させるための職層別研修の拡充や、職員の成長を促すための自己啓発やeラーニング等の更なる支援について進めていく必要

(管理監督職を担う者の人材育成)

- ・ 管理職選考種別I類において、女性職員の管理職選考の申込率は、男性職員に比してかなり低いものとなっており、女性職員が管理職選考を受けやすい環境整

備や、昇任意欲の醸成に向けた一層の取組が必要

- ・ 管理職選考種別Ⅱ類を中心とした管理職選考制度の改正の検討に当たっては、現行制度の趣旨を踏まえ、公平性及び透明性が担保され、職員にとって、能力と努力が正当に評価されているという安心感の得られる制度とすることが必要

(4) 会計年度任用職員への対応

- ・ 任命権者においては、適正な制度の運用に向け、会計年度任用職員に対する人事評価の実施や会計年度単位での職の見直し等に留意

(5) 保育教諭等への対応

- ・ 引き続き保育教諭等という新たな職の在り方を統一的に整理するための検討が必要

2 勤務環境の整備等

(1) 多様で柔軟な働き方

- ・ テレワークは、働き方改革を推進していく上で有効な手法の一つ。その導入に当たっては課題もあるが、解決策を講じながら、区の業務の特性を考慮しつつテレワークの導入及び定着に向けた取組を進めていく。
- ・ 時差勤務制度については、働き方の選択肢の一つとして、また、通勤混雑緩和にもつながるものとして、制度を一層活用

(2) 仕事と家庭の両立支援

- ・ 国による諸制度の改正も視野に入れながら、制度の検討及び規定の整備を行い、仕事と家庭の両立支援を今まで以上に推し進める必要

(男性職員の育児休業の取得促進)

- ・ 男性職員の育児休業の取得率は年々上昇しており、「第5次男女共同参画基本計画」に掲げる30%の目標値を特別区全体としては達成しているが、各区分にみると大きな差がある。また、育児休業の取得期間についても、女性職員の取得者より短期間
- ・ 男性職員の育児休業取得の更なる向上を目指し、諸制度の改善に取り組むとともに、育児休業を取得した職員の体験談を用いた周知や研修の場での意識啓発等の取組を継続することで、希望する職員誰もが育児休業を取得しやすい職場風土を醸成していく必要
- ・ 個々の職員のライフプランに合わせ、希望する期間を取得できるよう留意し、個々の職員に応じた働き方が実現されるよう取り組んでいくことが重要

(不妊治療のための休暇の創設)

- ・ 任命権者においては、不妊治療と仕事との両立に向けて必要な対応を検討する必要

(会計年度任用職員の両立支援制度)

- ・ 任命権者においては、会計年度任用職員も育児や介護と仕事を両立した働き方が実現されるよう、国の見直しを考慮しながら検討する必要

(3) 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

- ・ 各区においては、今後、時間外・休日労働に関する協定を踏まえた適切な労働時間の管理が求められる一方で、依然として長時間の超過勤務が恒常に発生している部署があり、より一層、超過勤務の縮減に向けた不断の取組を進めることが必要
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応については、無定量に超過勤務に依存するのではなく、要因の整理及び分析を行い、業務の簡素化、他部署からの応援、職員の増員等、様々な対策を講じて超過勤務縮減に努めることが必要
- ・ 教育現場の多忙化解消が喫緊の課題となっている。各区において、教職員の働き方の意識改革を推進するとともに、業務負担の軽減や長時間勤務のは正に向

て、実効性を伴う対策を講じることが必要

(4) メンタルヘルス対策の推進

- 多くの職員が新型コロナウイルス感染症への対応に従事する中、メンタルヘルスへの影響が懸念される。また、在宅勤務における課題も指摘されている。
- 心の健康問題により休職した者が職場復帰した後に、再発して再び休職した職員数の割合は、毎年増加しており、より一層の対策強化が必要
- メンタルヘルス不調の兆候がみられる職員には、管理監督者から積極的に声掛けを行い、十分に話を聞くなどして、早期発見及び早期対応することが重要

(5) ハラスメントの防止対策

- 各職員が研修を通じてハラスメントについて正しく理解し、自らの普段の言動を見返すなど、意識の向上に努めるほか、組織全体で問題意識を共有し、ハラスメント発生の兆候があった際には、組織の問題として迅速に対応することが重要

3 区民からの信頼の確保

- 職員による不祥事の発生は、区政に対する信頼を損なうばかりか、有為な人材の確保を阻害して、区民に対する行政サービスの提供に影響
- 働き方に大きな変化が生じはじめ、業務内容においても多様化、細分化、複雑化が進むとともにDXの進展による業務変革の新たなうねりが押しよせてきている中で、特別区としての使命を果たすには、業務プロセスの可視化、効率化等を一層推進し、前例にとらわれない業務変革に取り組み、職員一人ひとりが職務に邁進し、その能力を十分に發揮できる職場環境の整備が必要
- 職員の意識啓発に取り組み、職員の高い倫理意識や使命感のかん養を図るとともにコンプライアンス意識の高い健全な組織風土の維持に向けて不断の努力を重ね、もって、区民からの信頼を確保

定年引上げに関する意見

1 高齢層職員の能力及び経験の活用

- 少子高齢化に伴い若年労働力人口の減少が続く中、複雑・高度化する行政課題へ対応し、質の高い行政サービスの提供を継続していくためには、高齢層職員の能力、豊富な知識・経験を最大限活用することが不可欠

2 法改正による定年の引上げ

- 改正国家公務員法及び改正地方公務員法により、公務員の定年が原則として65歳に引き上げられる。任命権者においては、定年引上げとそれに伴う新たな制度等の円滑な導入を図る必要

(1) 60歳を超える職員の任用

- 役職定年制については、特別区の任用実態を十分考慮し、その制度趣旨を的確に踏まえて円滑な導入を図り、事務事業の実施や区民へのサービス提供に影響を及ぼすことのないよう留意する必要

(2) 60歳を超える職員の給与

- 当分の間、60歳を超える職員の給料は、60歳前の7割水準に設定することが適当

(3) 高齢者部分休業

- 任命権者においては、高齢層職員の勤務形態の選択肢を広げ、仕事との両立を支援する観点から高齢者部分休業の導入について検討する必要

3 今後の高齢層職員の在り方

- 在職期間の長期化に伴う60歳前職員のキャリア形成やモチベーションの維持・向上を強化する取組の検討を進めていくとともに、新たな定年制度の運用状況、国における今後の検討の状況、民間企業における高齢期雇用や給与の動向等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった待遇の在り方について、引き続き研究

■これまでの当審議会における審議の方向等について ■

1 審議の方向について

当審議会は、特別区人事委員会から各区の区長及び議長に対し行われた「職員の給与に関する報告及び勧告」などの資料を参考とし、区長等特別職の職責の重要性とともに、区の財政状況、一般職の給与の状況、区政を取り巻く社会経済状況及び他区の特別職報酬等の状況を総合的に勘案し、区民の代表者としての立場から、慎重に審議を行うこととしている。

2 区長等の給料に対する基本的な考え方について

特別職の職責の重要性については、平成18年2月7日目黒区特別職報酬等審議会答申において、「行政機関の最高責任者及びその補佐役として、区民の複雑・多様化する要望に応えるため、社会経済状況等を見極めた高度な見識と判断が要求され、その職責は極めて重要なものとなっている。また、議員は、区民の代表者として議会を通じ区政運営に大きく関わる一方、多岐にわたる区民要望への対応など、豊かな経験と広範な知識が求められ、その職責も極めて重要なものとなっている。以上のことから、特別職の報酬等の額は、その職務と責任の度合いに相応した適正な額とする必要があると考えられる。」としている。

これを踏まえ、報酬等の考え方について、「区議会議員の報酬及び区長等の給料については、職責の重要性を踏まえつつ、一般職の給与の状況との均衡、物価や生計費その他区政を取り巻く社会経済状況、他区の状況等を総合的に考慮する必要がある。」としている。

3 地域手当について

区長等常勤の特別職に支給される地域手当は、条例上職員の例により支給されており、平成21年11月25日目黒区特別職報酬等審議会答申において、「区長、副区長の地域手当は、〈中略〉今後も従来どおり職員に準じることが妥当である。」としている。

4 期末手当の支給率について

区長等常勤の特別職に支給される期末手当は、条例上職員の例により支給されており、平成17年度までは同率であったが、一般職員については勤勉手当の割合を増加し期末手当を縮小することとされたため、「特別職の期末手当の支給率については、一般職の職員の例とは切り離し、独立した支給率を設定することが妥当であると判断する。」(平成18年2月7日目黒区特別職報酬等審議会答申)とし、平成18年度以後、現行の取扱いとされている。

以 上

令和2年度目黒区特別職報酬等審議会答申（概要）について

1 審議結果

議員並びに区長、副区長及び教育長の特別給の支給月数は、一般職員の年間給与改定額との均衡を確保する観点等から、令和2年の特別区人事委員会勧告に基づく一般職員の期末・勤勉手当の引き下げ月数に準拠して、年間0.05月分引き下げ、議員にあっては3.50月に、区長等特別職にあっては3.55月に引き下げることが適当である。

2 改定内容

改定後の議員並びに区長、副区長及び教育長の期末手当の支給月数を、次の月数に改めることが妥当である。

期末手当	年間支給月数	議員	3.50月
		区長等	3.55月

3 実施の時期

施行時期については、これまでどおり条例改正直後の月初めの日からとすることが適当である。

※ 昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、特別給と月例給を分けて調査・勧告等が行われた。結果として月例給については改定が行われず、勧告が行われなかった。

特別職報酬等審議会 資料2 (参考資料)

- 23区の特別職給与年額及び議員報酬年額等一覧 1
- 23区の特別職給料月額及び議員報酬月額等一覧 2
- 平成19年度以後の地域手当の取扱いと給料月額改定の経過 3
- 紹介等の改定経過 4
- 23区特別職等の期末手当支給月数 5
- 令和3年度目黒区一般会計歳入・歳出予算 6
- 令和2年度～令和4年度の收支(見通し) 7

令和3年10月

23区の特別職給与年額及び議員報酬年額等一覧

(令和3年6月1日現在世田谷区調べ)

区名	区長		副区長		教育長		常勤代表監査委員		常勤監査委員		議長		副議長		委員長		副委員長		議員	
	年収額	順位																		
1 千代田	18,014,288	23	17,982,770	5	15,916,590	10	0	10	0	17	16,196,750	6	14,165,590	1	11,906,800	1	11,363,990	1	10,821,180	5
2 中央	22,166,073	8	17,775,226	9	15,868,674	11	0	10	0	17	16,082,025	9	13,643,782	12	11,326,587	15	10,963,445	13	10,565,717	13
3 港	22,150,511	9	17,812,592	7	16,550,394	2	0	10	0	17	16,000,841	12	13,830,995	7	11,519,329	7	11,038,914	9	10,826,184	4
4 新宿	21,430,086	18	17,184,677	18	14,637,431	22	13,236,560	3	12,865,788	6	15,420,727	19	13,154,422	22	10,838,850	22	10,346,175	22	10,066,992	22
5 文京	21,016,245	21	17,007,531	21	15,542,615	15	0	10	0	17	15,310,321	22	13,122,655	23	10,767,863	23	10,318,297	23	9,950,622	23
6 台東	22,258,935	6	17,893,286	6	15,348,289	16	0	10	0	17	16,158,317	8	13,872,592	6	11,498,955	9	11,006,645	10	10,619,830	12
7 墨田	21,834,995	12	17,626,304	12	16,274,890	3	0	10	12,124,117	14	15,827,768	14	13,591,424	14	11,251,064	17	10,852,336	16	10,522,952	14
8 江東	22,576,702	4	18,030,141	4	15,786,130	12	0	10	12,429,870	8	16,192,638	7	13,949,502	5	11,758,939	3	11,198,155	5	10,689,945	9
9 品川	21,881,547	11	17,582,015	13	15,297,888	17	0	10	12,994,568	4	15,821,271	15	13,511,848	16	11,185,190	18	10,754,328	19	10,375,169	17
10 目黒	21,521,472	17	17,217,178	17	15,054,831	20	12,810,886	4	12,402,896	9	15,401,650	20	13,472,175	17	11,184,125	19	10,671,875	21	10,176,700	21
11 大田	22,496,959	5	18,055,231	3	16,153,860	5	12,179,683	9	12,179,683	12	16,559,575	1	13,969,021	4	11,731,482	5	11,253,664	2	10,816,696	2
12 世田谷	21,953,915	10	16,898,723	22	15,957,931	9	13,802,471	2	13,384,341	3	16,297,219	5	13,798,746	8	11,667,747	6	11,106,865	6	10,807,962	6
13 渋谷	21,751,893	14	17,777,782	8	15,961,046	8	0	10	0	17	16,448,061	3	13,722,505	11	11,517,039	8	11,104,184	7	10,921,884	1
14 中野	21,628,320	16	17,361,497	15	15,218,510	18	0	10	13,399,773	2	15,690,623	16	13,294,128	20	11,391,701	13	10,876,534	14	10,356,092	19
15 杉並	22,667,268	3	18,164,355	2	15,567,706	14	14,001,561	1	13,618,682	1	15,025,796	23	13,596,941	13	11,293,921	16	10,823,488	17	10,456,619	15
16 豊島	20,544,397	22	17,323,125	16	15,186,481	19	0	10	12,893,038	5	15,682,936	17	13,739,121	10	11,339,806	14	10,967,286	12	10,630,075	11
17 北	22,182,390	7	17,765,636	10	16,270,824	4	12,277,569	8	12,277,569	11	16,034,841	11	13,763,499	9	11,443,535	11	10,974,680	11	10,679,475	10
18 荒川	22,922,979	1	18,390,526	1	16,645,733	1	0	10	0	17	16,522,047	2	14,125,720	2	11,747,410	4	11,242,920	4	10,846,535	3
19 板橋	21,767,484	13	17,452,344	14	16,013,964	6	12,753,636	6	12,370,068	10	15,670,200	18	13,466,040	18	11,106,900	20	10,676,400	20	10,332,000	20
20 練馬	21,280,827	19	17,017,182	20	15,969,970	7	0	10	11,743,725	15	15,340,325	21	13,233,137	21	11,395,670	12	10,873,087	15	10,367,362	18
21 足立	21,259,480	20	17,044,238	19	14,697,182	21	0	10	12,176,708	13	16,443,562	4	14,089,500	3	11,787,750	2	11,247,187	3	10,724,062	8
22 葛飾	21,732,780	15	17,723,257	11	15,631,331	13	12,803,358	5	12,803,358	7	15,967,692	13	13,410,774	19	11,445,252	10	11,097,372	8	10,749,492	7
23 江戸川	22,677,820	2	16,366,013	23	13,815,223	23	12,288,474	7	11,729,907	16	16,046,460	10	13,545,495	15	11,094,885	21	10,759,185	18	10,423,485	16
平均	21,726,842		17,541,375		15,624,674		12,906,022		12,587,131		15,919,202		13,655,201		11,400,035		10,935,522		10,557,697	

23区の特別職給料月額及び議員報酬月額等一覧

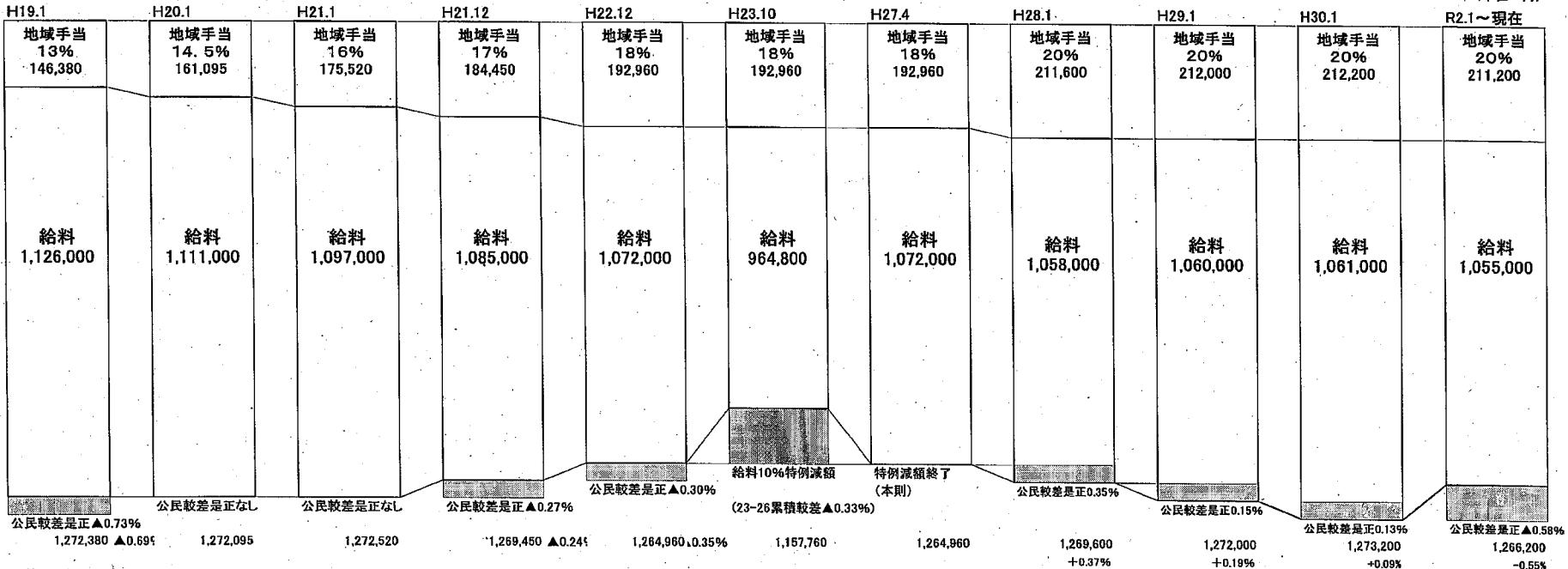
(令和3年6月1日現在世田谷区調べ)

区名	区長		副区長		教育長		常勤代表監査委員		常勤監査委員		議長		副議長		委員長		副委員長		議員	
	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	報酬月額	順位								
1 千代田	1,028,800	22	1,027,000	1	909,000	3	0	10	0	17	925,000	7	809,000	1	680,000	1	649,000	1	618,000	2
2 中央	1,151,000	8	923,000	8	824,000	11	0	10	0	17	930,000	4	789,000	7	655,000	11	634,000	7	611,000	11
3 港	1,249,500	1	1,004,800	3	933,600	1	0	10	0	17	902,600	19	780,200	18	649,800	15	622,700	17	610,700	12
4 新宿	1,161,000	5	931,000	5	793,000	16	714,000	1	694,000	2	939,000	3	801,000	4	660,000	7	630,000	11	613,000	8
5 文京	1,246,700	2	1,008,900	2	922,000	2	0	10	0	17	916,100	15	785,200	10	644,300	21	617,400	22	595,400	22
6 台東	1,137,000	13	914,000	13	784,000	17	0	10	0	17	919,000	11	789,000	7	654,000	13	626,000	12	604,000	15
7 墨田	1,131,000	15	913,000	14	843,000	6	0	10	628,000	11	913,000	16	784,000	13	649,000	16	626,000	12	607,000	14
8 江東	1,157,000	6	924,000	7	809,000	13	0	10	637,000	8	924,000	8	796,000	5	671,000	4	639,000	5	610,000	13
9 品川	1,140,000	11	916,000	11	797,000	15	0	10	677,000	3	918,000	12	784,000	13	649,000	16	624,000	15	602,000	17
10 目黒	1,055,000	20	844,000	21	738,000	22	628,000	8	608,000	16	902,000	20	789,000	7	655,000	11	625,000	14	596,000	20
11 大田	1,154,800	7	926,800	6	829,200	10	825,200	9	625,200	13	928,800	5	783,500	16	658,000	9	631,200	10	612,300	9
12 世田谷	1,050,100	21	808,300	23	763,300	19	660,200	5	640,200	7	926,900	6	784,800	12	663,600	5	631,700	9	614,700	7
13 渋谷	1,111,100	18	908,100	17	815,300	12	0	10	0	17	920,300	10	767,800	22	644,400	20	621,300	18	611,100	10
14 中野	1,242,400	3	997,300	4	874,200	4	0	10	799,700	1	892,400	21	756,100	23	647,900	18	618,600	21	589,000	23
15 杉並	1,113,000	17	891,900	18	764,400	18	687,500	2	668,700	4	856,000	23	774,600	20	643,400	22	616,600	23	595,700	21
16 豊島	974,800	23	828,600	22	726,400	23	0	10	616,700	15	888,300	22	778,200	19	642,300	23	621,200	19	602,100	16
17 北	1,147,100	9	918,700	9	841,400	7	634,900	7	634,900	9	923,400	9	792,600	6	659,000	8	632,000	8	615,000	4
18 荒川	1,143,000	10	917,000	10	830,000	9	0	10	0	17	917,000	14	784,000	13	652,000	14	624,000	15	602,000	17
19 板橋	1,135,000	14	910,000	15	835,000	8	665,000	3	645,000	6	910,000	17	782,000	17	645,000	19	620,000	20	600,000	19
20 練馬	1,138,000	12	910,000	15	854,000	5	0	10	628,000	11	910,000	17	785,000	11	676,000	2	645,000	2	615,000	4
21 足立	1,078,800	19	864,900	20	745,800	20	0	10	617,900	14	943,000	2	808,000	2	676,000	2	645,000	2	615,000	4
22 葛飾	1,122,000	16	915,000	12	807,000	14	661,000	4	661,000	5	918,000	12	771,000	21	658,000	9	638,000	6	618,000	2
23 江戸川	1,218,000	4	879,000	19	742,000	21	660,000	6	630,000	10	956,000	1	807,000	3	661,000	6	641,000	4	621,000	1
平均	1,134,135		916,578		816,548		847,971		650,706		916,470		786,130		656,248		629,509		607,739	

平成19年度以後の地域手当の取扱いと給料月額改定の経過

区長

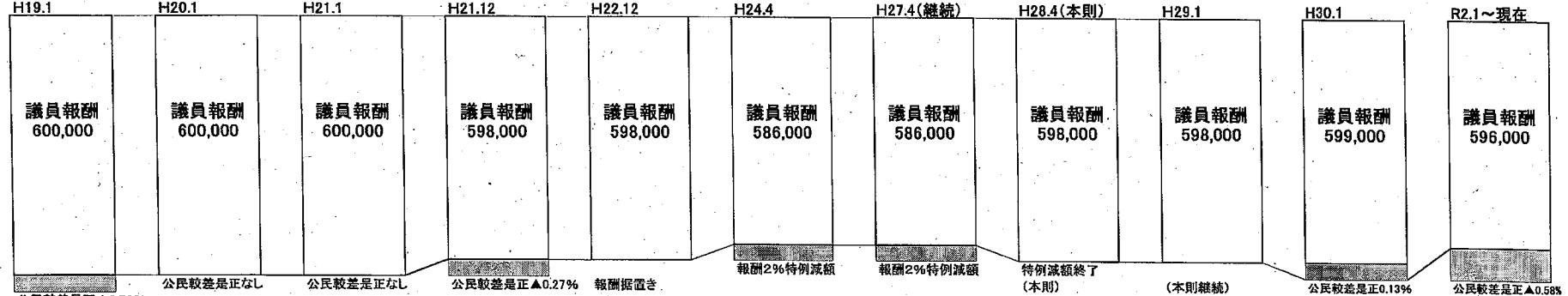
(単位=円)



*給与月額=給料月額+地域手当

議員

(単位=円)



*議員には、地域手当は支給されない。

給料等の改定経過

		H21.12～H22.11		H22.12～H23.9		H23.10～H27.3(特例)		H27.4～H27.12		H28.1～H29.12		H29.1～H29.12		H30.1～R1.12		R2.1～現在(本則)	
		月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比
区長	給料月額	1,085,000	98.9	1,072,000	98.8	964,800	90.0	1,072,000	111.1	1,058,000	98.7	1,060,000	100.2	1,061,000	100.1	1,055,000	99.4
	地域手当	184,450	105.1	192,960	104.6	192,960	100.0	192,960	100.0	211,600	109.7	212,000	100.2	212,200	100.1	211,000	99.4
	合計給与	1,269,450	99.8	1,264,960	99.6	1,157,760	91.5	1,264,960	109.3	1,269,600	100.4	1,272,000	100.2	1,273,200	100.1	1,266,000	99.4
	前額差額	△ 3,070		△ 4,490		△ 107,200		107,200		4,640		2,400		1,200		△ 7,200	
副区長	給料月額	868,000	99.0	858,000	98.8	772,200	90.0	858,000	111.1	846,000	98.6	848,000	100.2	849,000	100.1	844,000	99.4
	地域手当	147,560	105.2	154,440	104.7	154,440	100.0	154,440	100.0	169,200	109.6	169,600	100.2	169,800	100.1	168,800	99.4
	合計給与	1,015,560	99.8	1,012,440	99.7	926,640	91.5	1,012,440	109.3	1,015,200	100.3	1,017,600	100.2	1,018,800	100.1	1,012,800	99.4
	前額差額	△ 1,760		△ 3,120		△ 85,800		85,800		2,760		2,400		1,200		△ 6,000	
教育長	給料月額	759,000	98.8	751,000	98.9	675,900	90.0	751,000	111.1	740,000	98.5	742,000	100.3	743,000	100.1	738,000	99.3
	地域手当	129,030	105.0	135,180	104.8	135,180	100.0	135,180	100.0	148,000	109.5	148,400	100.3	148,600	100.1	147,600	99.3
	合計給与	888,030	99.7	886,180	99.8	811,080	91.5	886,180	109.3	888,000	100.2	890,400	100.3	891,600	100.1	885,600	99.3
	前額差額	△ 2,850		△ 1,850		△ 75,100		75,100		1,820		2,400		1,200		△ 6,000	

地域手当率

H21.12=17.0%

H22.12=18.0%

H28.1=20.0%

		H21.12～H22.11		H22.12～H24.3		H24.4～H27.3(特例)		H27.4～H28.3(特例)		H28.1～H29.12		H29.1～H29.12		H30.1～R1.12		R2.1～現在(本則)				
		月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比	月額	対前額比			
議長	議員報酬 (前額差額)	906,000 (△3,000)	99.7	同額	—	100.0	874,000 (△32,000)	96.5	同額	—	100.0	906,000 (32,000)	103.7	同額	—	100.0	907,000 (1,000)	100.1	902,000 (△5,000)	99.4
副議長	議員報酬 (前額差額)	793,000 (△2,000)	99.7	同額	—	100.0	752,000 (△41,000)	94.8	同額	—	100.0	793,000 (41,000)	105.5	同額	—	100.0	794,000 (1,000)	100.1	789,000 (△5,000)	99.4
委員長	議員報酬 (前額差額)	658,000 (△2,000)	99.7	同額	—	100.0	636,000 (△22,000)	96.7	同額	—	100.0	658,000 (22,000)	103.5	同額	—	100.0	659,000 (1,000)	100.2	655,000 (△4,000)	99.4
副委員長	議員報酬 (前額差額)	628,000 (△2,000)	99.7	同額	—	100.0	613,000 (△15,000)	97.6	同額	—	100.0	628,000 (15,000)	102.4	同額	—	100.0	629,000 (1,000)	100.2	625,000 (△4,000)	99.4
議員	議員報酬 (前額差額)	598,000 (△2,000)	99.7	同額	—	100.0	586,000 (△12,000)	98.0	同額	—	100.0	598,000 (12,000)	102.0	同額	—	100.0	599,000 (1,000)	100.2	596,000 (△3,000)	99.5

23区特別職等の期末手当支給月数

(令和3年6月1日現在世田谷区調べ)

区分	区長		副区長		教育長		議員等		備考
	支給月数	順位	支給月数	順位	支給月数	順位	支給月数	順位	
1 千代田	3.80	9	3.80	9	3.80	9	3.80	11	
2 中央	3.65	15	3.65	15	3.65	15	3.65	16	
3 港	3.95	3	3.95	3	3.95	3	3.95	4	
4 新宿	3.05	23	3.05	23	3.05	23	3.05	23	
5 文京	3.35	19	3.35	19	3.35	19	3.25	22	
6 台東	3.85	5	3.85	4	3.85	4	3.85	6	
7 墨田	3.68	14	3.68	14	3.68	14	3.68	15	
8 江東	3.81	8	3.81	8	3.81	8	3.81	10	
9 品川	3.61	16	3.61	16	3.61	16	3.61	17	
10 目黒	3.55	18	3.55	18	3.55	18	3.50	19	
11 大田	3.79	10	3.79	10	3.79	10	4.02	3	
12 世田谷	3.85	5	3.85	4	3.85	4	3.85	6	
13 渋谷	3.85	5	3.85	4	3.85	4	4.05	2	
14 中野	3.73	11	3.73	11	3.73	11	3.85	6	
15 杉並	4.08	2	4.08	2	4.08	2	3.83	9	
16 豊島	3.95	3	3.85	4	3.85	4	3.90	5	
17 北	3.70	13	3.70	13	3.70	13	3.70	14	
18 荒川	4.15	1	4.15	1	4.15	1	4.15	1	
19 板橋	3.60	17	3.60	17	3.60	17	3.60	18	
20 練馬	3.30	20	3.30	20	3.30	20	3.35	20	
21 足立	3.14	22	3.14	22	3.14	22	3.75	12	
22 葛飾	3.72	12	3.72	12	3.72	12	3.72	13	
23 江戸川	3.15	21	3.15	21	3.15	21	3.30	21	
平均	3.67		3.66		3.66		3.71		

【計算式】

区長・副区長・教育長[(給料月額+地域手当)×120/100+給料月額×25/100]×支給月数
議員[報酬月額×145/100]×支給月数

令和3年度目黒区一般会計歳入・歳出予算

(1) 歳入(款別)

款	R2年度当初 A	構成比
1 特別区税	45,547,246	42.5
2 地方譲与税	386,621	0.4
3 利子割交付金	136,000	0.1
4 配当割交付金	701,400	0.7
5 株式等譲渡所得割交付金	388,300	0.4
6 地方消費税交付金	6,611,720	6.2
7 環境性能割交付金	94,500	0.1
8 地方特例交付金	105,500	0.1
9 特別区交付金	14,100,000	13.2
10 交通安全対策特別交付金	26,100	0.0
11 分担金及び負担金	1,618,836	1.5
12 使用料及び手数料	2,338,620	2.2
13 国庫支出金	15,751,395	14.7
14 都支出金	11,029,662	10.3
15 財産収入	850,669	0.8
16 寄附金	7,012	0.0
17 繰入金	3,784,862	3.5
18 繰越金	2,000,000	1.9
19 諸収入	1,405,819	1.3
20 特別区債	236,000	0.2
計	107,120,262	100.0

(2) 歳出(款別)

款	R2年度当初 A	構成比
1 議会費	749,566	0.7
2 総務費	8,713,982	8.1
3 区民生活費	10,723,754	10.0
4 健康福祉費	59,218,271	55.3
5 産業経済費	714,574	0.7
6 都市整備費	7,616,258	7.1
7 環境清掃費	4,956,993	4.6
8 教育費	10,783,820	10.1
9 公債費	2,428,904	2.3
10 諸支出金	1,014,140	0.9
11 予備費	200,000	0.2
計	107,120,262	100.0

R3年度当初 B	構成比	比較増減 (B-A)	増減率
44,848,922	41.8	△ 698,324	△ 1.5
378,121	0.4	△ 8,500	△ 2.2
130,800	0.1	△ 5,200	△ 3.8
665,000	0.6	△ 36,400	△ 5.2
722,800	0.7	334,500	86.1
6,540,358	6.1	△ 71,362	△ 1.1
94,500	0.1	0	0.0
119,700	0.1	14,200	13.5
13,500,000	12.6	△ 600,000	△ 4.3
24,900	0.0	△ 1,200	△ 4.6
1,727,370	1.6	108,534	6.7
2,293,531	2.1	△ 45,089	△ 1.9
16,733,322	15.6	981,927	6.2
10,396,869	9.7	△ 632,793	△ 5.7
581,069	0.5	△ 269,600	△ 31.7
7,013	0.0	1	0.0
4,521,348	4.2	736,486	19.5
2,000,000	1.9	0	0.0
1,404,141	1.3	△ 1,678	△ 0.1
645,000	0.6	409,000	173.3
107,334,764	100.0	214,502	0.2

(単位:千円 %)

R3年度補正 C	構成比	比較増減 (C-A)	増減率
44,848,922	38.0	△ 698,324	△ 1.5
378,121	0.3	△ 8,500	△ 2.2
130,800	0.1	△ 5,200	△ 3.8
665,000	0.6	△ 36,400	△ 5.2
722,800	0.6	334,500	86.1
6,540,358	5.5	△ 71,362	△ 1.1
94,500	0.1	0	0.0
105,747	0.1	247	0.2
13,500,000	11.4	△ 600,000	△ 4.3
24,900	0.0	△ 1,200	△ 4.6
1,727,276	1.5	108,440	6.7
2,257,059	1.9	△ 81,561	△ 3.5
20,843,631	17.7	5,092,236	32.3
11,161,387	9.5	131,725	1.2
581,069	0.5	△ 269,600	△ 31.7
18,852	0.0	11,840	168.9
3,555,306	3.0	△ 229,556	△ 6.1
8,830,276	7.5	6,830,276	341.5
1,423,058	1.2	17,239	1.2
584,000	0.5	348,000	147.5
117,993,062	100.0	10,872,800	10.2

(単位:千円 %)

R3年度補正 C	構成比	比較増減 (C-A)	増減率
690,523	0.6	△ 59,043	△ 7.9
10,010,700	8.5	1,296,718	14.9
10,342,778	8.8	△ 380,976	△ 3.6
65,274,480	55.3	6,056,209	10.2
1,454,824	1.2	740,250	103.6
6,966,504	5.9	△ 649,754	△ 8.5
5,127,084	4.3	170,091	3.4
10,794,635	9.1	10,815	0.1
2,202,131	1.9	△ 226,773	△ 9.3
4,429,403	3.8	3,415,263	336.8
700,000	0.6	500,000	250.0
117,993,062	100.0	10,872,800	10.2

*R3年度補正是補正3号後予算

*比較増減・増減率は対R2年度当初比

令和2年度～令和4年度の収支(見通し)

令和3年10月21日現在

(単位:億円)

		令和2年度 (決算)	令和3年度 (当初)		令和4年度 (R3.9予算編成事務処理方針)	
			金額	金額	増減額	金額
歳入	一般財源	特別区税	476.9	448.5	△ 28.4	457.6
		特別区交付金	151.8	135.0	△ 16.8	135.2
	その他一般財源	196.7	148.4	△ 48.3	144.7	△ 3.7
特定財源	特別区債	2.4	6.5	4.1	14.9	8.4
	その他特定財源	644.4	334.9	△ 309.5	369.6	34.7
歳入合計		1,472.2	1,073.3	△ 398.9	1,122.0	48.7
歳出	人件費	200.3	206.7	6.4	208.9	2.2
	実施計画事業	67.6	37.7	△ 29.9	77.2	39.5
	その他	1,116.0	828.9	△ 287.1	835.9	7.0
	歳出合計	1,383.9	1,073.3	△ 310.6	1,122.0	48.7
収支状況(歳入合計－歳出合計)		88.3	0		0	

(注1)各項目ごとに四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

令和4年度財政収支見通し (R3.9.2 令和4年度予算編成事務処理方針 (抜粋))

区の歳入は、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）という未曾有の危機に直面する中、国内外の経済活動の停滞により、大幅な減収影響を受けると見込んでいたが、令和2年度決算では、特別区税が令和元年までの景気動向の影響が反映され、二年連続で史上最高額を更新した。一方で、特別区交付金は、財源である市町村民税法人分について、令和元年10月からの一部国税化が拡大された影響などにより、大幅な減となり、歳入一般財源としては、前年度比15億円の減となった。

今後については、ワクチン接種による社会経済活動の回復が期待される一方で、デルタ株のまん延に伴う新規感染者数の増加等により、コロナの収束を見通すことが困難であり、区の基幹財源である特別区税や特別区交付金など、歳入の大きな増を見込むことは現時点では難しい状況である。

また、国の不合理な税制改正（法人住民税一部国税化、地方消費税清算基準見直し、ふるさと納税）により、令和3年度歳入のマイナス影響は、合計で△61億円と見込まれている。本来であれば区に歳入されるはずの61億円が失われる計算となるが、このマイナス影響が令和4年度以降も継続される見込みである。

歳出面では、区民の生命・健康と暮らしを守るために、コロナ対応に引き続き取り組んでいくとともに、今年度策定予定の新たな基本計画・実施計画に基づいた取り組みを確実に進めていく。一方で、子育て支援施策の拡充等による社会保障経費の増や学校施設をはじめとした区有施設の更新経費負担が大きな課題となっている。

現時点の収支見通しでは、令和4年度当初予算編成に当たり、38億円の財政調整基金を取り崩さざるを得ない見込みとなっている。今後、歳入の大きな増が見込めない中、歳出の縮減や抑制をしない限り、財政調整基金（令和3年度末基金残高見込み274億円）は単純計算では7年間で底をついてしまうことになる。

以上のことから今後の財政収支は、依然として厳しいものとなる見通しである。

特別職報酬等審議会資料 3
令和 3 年 10 月 28 日
総務部 総務課

特別職報酬等審議会 資料 3 (関係条例等)

- 目黒区特別職報酬等審議会条例 1
- 目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 3
- 目黒区長等の給料等に関する条例 7
- 目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例 9

令和 3 年 10 月

○目黒区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月目黒区条例第47号）

最終改正 平成27年3月10日 条例第14号

目黒区特別職報酬等審議会条例

(設置)

第1条 区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、区長の諮問に応じて審議するため、区長の付属機関として、目黒区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(意見の聴取等)

第2条 区長は、報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

2 審議会は、前項の規定により意見を求められたときは、すみやかに会議を開き、答申しなければならない。

(組織)

第3条 審議会は、区の区域内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則（平成27年3月10日条例第14号抄）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の目黒区特別職報酬等審議会条例第1条の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の目黒区特別職報酬等審議会条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

○目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(昭和32年3月 目黒区条例第3号)

最終改正 令和3年10月1日 条例第25号

目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

東京都目黒区議会議員報酬および費用弁償条例（昭和31年4月東京都目黒区条例第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、目黒区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（議員報酬の額）

第2条 議員報酬の額は、別表のとおりとする。

（議員報酬の減額）

第2条の2 議長、副議長、委員長及び副委員長（以下「議長等」という。）並びに議員が、1年を超えて連続して本会議及び委員会（以下「会議」という。）を欠席したときは、前条の規定にかかわらず、当該議長等及び議員の議員報酬を減額して支給する。

2 前項の規定により減額して支給する議員報酬の額は、別表に定める議員報酬月額から、その額に100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額とする。

3 第1項の規定による議員報酬の減額は、最初に会議を欠席した日から1年を経過した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から会議への出席を再開した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで（第8条において「議員報酬減額期間」という。）とする。

（議員報酬の支給方法）

第3条 議員報酬は、議長等にあってはその選挙され、又は選任された当月分から、議員にあっては就職した当月分から、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により、その職を離れた当月分までを支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

（月の中途中に就職し、又は退職した場合の議員報酬の支給方法）

第4条 議長等（予算又は決算を審査するため設置された委員会の委員長及び副委員長を除く。以下この条において同じ。）及び議員が、月の中途において、その職に就いた場合又はその職を離れた場合（死亡によりその職を離れた場合を除く。）のその当月分の議員報酬は、前条本文の規定にかかわらず、その職のその月における在職日数に応じて支給する。この場合において、議長等が、その職を離れ、その日に再び議長等に就いた場合のその日は、その離れた職に対する議員報酬の額と新たに就いた職に対する議員報酬の額とが、同じであるときは新たな職に、差があるときはその額の多い方の職にあるものとする。

（議員報酬の支給期日）

第5条 議員報酬の支給期日は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

（費用弁償）

第6条 議員（議長等を含む。以下この条及び次条において同じ。）が招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として、2,000円を支給する。

3 前項で定めるもののほか、議員が公務のため旅行したときに支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、目黒区副区長相当額とする。ただし、議長又は副議長が区議会を代表する場合は、目黒区長相当額とする。

4 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

（期末手当）

第7条 議員で、3月1日、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内で、退職し、失職し、又は死亡した議員（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつ

ては、退職、失職又は死亡の日現在)において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額に当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前3月以内(基準日が12月1日であるときは、6月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする

在職期間		割合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3月	6月	100分の 100
1月15日以上3月末満	3月以上6月末満	100分の 60
1月15日未満	3月末満	100分の 30

3 期末手当の支給方法は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

(期末手当の減額)

第8条 議員報酬減額期間内に基準日がある場合の当該基準日に係る期末手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による期末手当の額から、その額に100分の20を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を減じた額とする。

(適用除外)

第9条 議長等及び議員が次の各号のいずれかに掲げる事由により会議を欠席した期間は、第2条の2第1項に規定する会議の欠席に含まないものとする。

- (1) 出産
- (2) 公務上の災害
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となったこと。

(4) その他議長がやむを得ないと認める事由

付 則

- 1 この条例は、昭和32年4月1日から施行する。
- 2 令和3年6月1日から令和5年4月30日までの間に議員（議長等を含む。以下同じ。）が招集に応じ、若しくは委員会に出席し、又は公務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により議員に支給する日額旅費は支給しない。

付 則（令和3年5月26日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年10月1日条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区議會議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第2条の2及び第8条の規定は、議長、副議長、委員長、副委員長及び議員が、この条例の施行の日以後の本会議又は委員会（以下「会議」という。）を欠席し、1年を超えて連續して会議を欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について適用する。

別表（第2条関係）

職名	議員報酬月額
議長	902,000円
副議長	789,000円
委員長	655,000円
副委員長	625,000円
議員	596,000円

○目黒区長等の給料等に関する条例（昭和30年12月目黒区条例第8号）

最終改正 令和2年12月4日 条例第33号

目黒区長等の給料等に関する条例

東京都目黒区長助役及び収入役の給料諸手当及び旅費条例（昭和22年6月東京都目黒区条例第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、目黒区長及び副区長（以下「区長等」という。）の給料、旅費及びその他の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（給料の額）

第2条 区長等の給料の額は、別表1による。

（旅費）

第3条 区長等が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、別表2による。

（その他の給与）

第4条 区長等に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

（支給方法等）

第5条 給料の支給方法並びに地域手当及び通勤手当の額及び支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、職員の給与に関する条例第26条第2項に規定する規則で定める支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法は、同条例の適用

を受ける職員の例による。

- 3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の適用を受ける職員の例による。
- 4 退職手当の額及び支給方法は、別に条例で定めるところによる。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和30年12月1日から適用する。

付 則（令和2年12月4日条例第33号）

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

（全部改正〔令和元年条例20号〕）

職名	給料月額
区長	1,055,000円
副区長	844,000円

別表2（第3条関係）

（一部改正〔平成19年条例1号〕）

職名	旅費の額
区長	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、内閣総理大臣等の内その他の者の相当額
副区長	国家公務員等の旅費に関する法律中、指定職の職務にある者相当額

○目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(昭和31年9月 目黒区条例第24号)

最終改正 令和元年12月6日 条例第20号

目黒区教育委員会教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第4項及び第5項の規定に基づき、目黒区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給料の額)

第2条 教育長の給料の額は、月額738,000円とする。

(旅費)

第3条 教育長が職務のため旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、目黒区副区長相当額とする。

(その他の給与)

第4条 教育長に対しては、給料及び旅費のほか、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

(支給方法等)

第5条 給料の支給方法並びに地域手当及び通勤手当の額及び支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

2 期末手当の額は、目黒区長等の給料等に関する条例（昭和30年12月目黒区条例第8号）第5条第2項の規定の例により、その支給方法は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

3 旅費の支給方法は、職員の旅費に関する条例（平成12年3月目黒区条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

4 退職手当の額及び支給方法は、別に条例で定めるところによる。

(勤務時間等)

第6条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、区職員について定められているものの例による。

付 則

1 この条例は、昭和31年10月1日から施行する。

2 東京都目黒区教育委員会教育長の給料および旅費に関する条例（昭和28年3月東京都目黒区条例第7号）は、廃止する。

付 則（令和元年12月6日条例第20号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。